

営農燃油等価格高騰対策支援金について

(よくある質問 Q&A)

1. どのような支援金ですか？

本支援金は新型コロナウイルス感染拡大及び燃油等価格の高騰にともない、農業経営に多大な影響を受けている市内農家の営農継続を支援するため、農業用機械及び施設園芸にかかる燃油購入費等を支援するものです。

2. 対象者は？

申請時点で市内に住所又は主たる事務所を有する農業者であり、令和4年1月1日時点で、農業を営んでおり引き続き当該農業を営むことを継続する意思があること。

3. 市内在住で市外農地を所有しているがそちらも対象になりますか？

対象になります。ただし、耕作証明書の添付が必要です。

4. 市外在住で市内に農地を所有している者は対象となりますか。

市外在住者の場合は、対象となりません。

5. 令和4年1月1日時点で志木市に住所がありましたが、現在は引っ越しして市外に住所がある場合、対象となりますか？

申請時点で市内に住所又は主たる事務所を有する農業者で、令和4年1月1日時点で、農業を営んでおり、引き続き農業を営んでいただくことが条件であるため、対象外となります。

6. 市内に複数の農地を持っていますが、1箇所ずつの申請となりますか？

1箇所ごとの申請ではなく、すべての農地面積を合算したのち、1アールに満たない場合は、1箇所として申請となります。

い端数分を切り捨てた面積で計算した金額で申請をすることとなります。

7. これから農業を実施する場合は対象となりますか？

令和4年1月1日時点で農業を営んでおり、今でも引き続き営んでいることが条件になるため、支援の対象になりません。

8. 支援金は何回申請できますか？

申請は、1農家につき1回です。

9. 貸付している場合は貸付人と借受人どちらが申請すればよいか？

貸付している場合は同意書(第3号様式)に双方が記名・押印の上、申請書(第1号様式)と一緒に借受人が申請してください。

10. 1アール2,000円のものと施設園芸の1アール10,000円のものどちらも該当する場合は2つとも申請してよいのか？

どちらも申請してもらって構いません。申請書に記入をお願いいたします。ただし、施設園芸で支援を受ける土地については、一般農地の支援は受けられません。

11. 申請書(第1号様式)に添付する書類のうち「農業を営んでいる農地の規模を証すことのできる書類」とは具体的に何を指すのか？

固定資産税の納税通知書に同封されている課税明細書、または登記簿謄本の写し(法務局)、もしくはそれに準ずるものになります。

12. 市税を滞納してしまいましたが、納付すれば支援をうけることができますか？

市税の完納(または、分割納付の誓約と約束どおりの納付)が確認できれば支援金の給付を受けることができます。

13. 支援金の申請期限はいつまでですか？

12月28日(水)(必着)までを予定しています。
なお予算が無くなり次第、早期終了となります。